

## さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会委員の改選について

### 1 根拠法令等（法令必置・条例設置の附属機関）

- さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
- さいたま市附属機関等に関する要綱

### 2 委員会の設置等（さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第 15 条）

第 15 条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 障害者
  - (3) 事業者の代表者
  - (4) 障害者に関係する団体の代表者
  - (5) 市民
  - (6) 関係行政機関の職員
  - (7) 市職員
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5、6（略）

### 3 次期委員の任期

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日（2 年間）

### 4 次期委員の選任基準（さいたま市附属機関等に関する要綱）

第 4 条 附属機関等の委員は、当該附属機関等の設置の趣旨及び目的を踏まえ、次に掲げる基準に従って選任するものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
  - (2) 一の附属機関等における委員の数は、20 人以内とすること。
  - (3) 広く市民の市政への参加を促すため、委員の一部を公募により選任すること。
  - (4) さいたま市審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱（平成 17 年 12 月 5 日制定）に基づき、男女の均衡を図るために、女性委員の積極的な登用に努めること。
  - (5) 再任する委員の通算の在任期間は、6 年以内とすること。
  - (6) 同一人を 3 を超える附属機関等の委員に重複して選任しないこと。
  - (7) 市議会議員及び市職員は、委員に選任しないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのある場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。